

# 参 考 資 料

- 杉並区基本構想審議会委員名簿
- 基本構想の審議経過
- 区民アンケート等の実施結果
- 説明会の実施概要について
- 杉並区基本構想審議会条例



1 杉並区基本構想審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
区民 (公募・団体推薦) 【20名】	いしばし 昌祐 石橋 昌祐	公募	
	さいとう 貴子 齋藤 貴子	公募	
	しみず 孝彰 清水 孝彰	公募	
	にしやま 知樹 西山 知樹	公募	
	はしもと 恒郎 橋本 恒郎	公募	
	はしもと 実希子 橋本 実希子	公募	
	ほんじょう 智子 本城 智子	公募	
	まつもと 勝正 松本 勝正	公募	
	あいだ 里香 相田 里香	杉並区ケアマネ協議会 会長	
	いぐち 茂利 井口 茂利	東京中央農業協同組合 代表理事副組合長	
	いぐち 順司 井口 順司	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 常務理事	
	こうだ 潔 甲田 潔	一般社団法人杉並区医師会 会長	
	こやま 訓久 小山 訓久	特定非営利法人リトルワズ 代表理事	
	しかの 修二 鹿野 修二	杉並区町会連合会 会長	
	たかはし 博 高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長	
	ないとう かずお 内藤 一夫	杉並区商店会連合会 会長	
	ほんごう たつひろ 本郷 辰博	杉並区立中学校PTA協議会 顧問	
	まつお ひではる 松尾 秀治	杉並区体育協会 副会長	
	やまのうち りんたろう 山ノ内 凜太郎	杉並第十小学校学校運営協議会 会長職務代理	
わだ しんや 和田 新也	東京商工会議所杉並支部 会長		
区議会議員 【7名】	いわた いくま 岩田 いくま	杉並区議会議員	令和2年9月17日から委嘱
	おおつき じょういち 大槻 城一	杉並区議会議員	
	こばやし ゆみ 小林 ゆみ	杉並区議会議員	令和2年9月1日まで委嘱
	そね ふみこ そね 文子	杉並区議会議員	
	とみた たく 富田 たく	杉並区議会議員	
	やまもと あけみ 山本 あけみ	杉並区議会議員	
	わささか たつや 脇坂 たつや	杉並区議会議員	
わたなべ ともき わたなべ 友貴	杉並区議会議員		
学識経験者 【15名】	あおやま やすし 青山 侑	明治大学 名誉教授	
	ありが たかし 有賀 隆	早稲田大学理工学術院 教授	
	いけだ かつひこ 池田 克彦	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長	
	いしもと ゆうせい 石元 悠生	駒澤大学総合教育研究部 講師	
	いずみ あさと 泉 麻人	コラムニスト	
	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授	
	おおたけ さとる 大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授	
	おかべ たく 岡部 卓	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 専任教授	
	おく まみ 奥 真美	東京都立大学都市環境学部 教授	
	きょうごく たかのぶ 京極 高宣	社会福祉法人浴風会 理事長	
	こうの ひろこ 河野 博子	ジャーナリスト、公益財団法人地域環境戦略研究機関理事	
	タケカワ ユキヒデ	ミュージシャン	
	なかばやし ひろのぶ 中林 啓修	国土館大学防災・救急救助総合研究所	
まきの あつし 牧野 篤	東京大学大学院教育学部研究科 教授		
むらやま ひろし 村山 洋史	東京都健康長寿医療センター 研究所社会参加と地域保健研究チーム研究副部長		

※敬称略。各区分とも五十音順に記載

## 2 基本構想の審議経過

### (1) 審議会

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年 8月25日	委員委嘱、会長選出・副会長指名、新基本構想における論点整理ほか
第2回	令和2年 9月17日	部会審議の進め方、現基本構想に基づく取組の進捗状況
第3回	令和3年 3月18日	新基本構想の骨格、将来像の検討方法
第4回	令和3年 5月12日	新基本構想の答申(案)、杉並区が目指すべきまちの姿
第5回	令和3年 6月 3日	新基本構想の答申(案)、パブリックコメントと説明会の実施
第6回	令和3年 9月 2日	パブリックコメントへの対応方針について
第7回	令和3年 9月14日	答申、審議会委員挨拶

### (2) 部会

#### ①第1部会【危機管理(防災・防犯等)、まちづくり、産業、みどり】

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月21日	審議の進め方、個別テーマ「危機管理」検討
第2回	令和2年11月 5日	個別テーマ「まちづくり」検討
第3回	令和2年12月 2日	個別テーマ「産業、みどり」検討
第4回	令和2年12月16日	審議の総括

#### ②第2部会【福祉、医療・健康、環境、コミュニティ】

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月23日	審議の進め方、意見交換
第2回	令和2年11月 6日	個別テーマ「医療・健康」検討
第3回	令和2年11月27日	個別テーマ「環境」検討
第4回	令和2年12月18日	個別テーマ「福祉」検討
第5回	令和3年 1月15日	審議の総括

#### ③第3部会【子ども、学び、文化、スポーツ】

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月19日	審議の進め方、意見交換
第2回	令和2年11月 9日	個別テーマ「子ども、子育て」検討
第3回	令和2年12月 3日	個別テーマ「文化、スポーツ」検討
第4回	令和2年12月14日	個別テーマ「学び」検討
第5回	令和2年12月21日	審議の総括

#### ④第4部会【行財政運営、ICT(情報通信技術)、協働】

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月20日	審議の進め方、個別テーマ「行財政運営」検討
第2回	令和2年11月 4日	個別テーマ「ICT(情報通信技術)」検討
第3回	令和2年12月 1日	個別テーマ「協働」検討
第4回	令和2年12月15日	審議の総括

#### ⑤調整部会

回	開催日	主な議事
第1回	令和3年 2月13日	新基本構想の骨格、将来像の検討方法
第2回	令和3年 4月 1日	新基本構想の答申(素案)
第3回	令和3年 4月16日	新基本構想の答申(案)、概ね10年後の区の将来像
第4回	令和3年 4月24日	新基本構想の答申(案)
第5回	令和3年 5月22日	新基本構想の答申(案)、パブリックコメントと説明会の実施
第6回	令和3年 8月18日	パブリックコメントへの対応方針について

### 3 区民アンケート等の実施結果

	実施状況等	
区民アンケート	○実施期間 ○調査対象 ○回答数	令和2年4月6日～4月21日 区に住民登録している18歳以上の者 1,286人
職員アンケート	○実施期間 ○調査対象 ○回答数	令和3年3月10日～3月27日 常勤職員、再任用（フルタイム・短時間）及び会計年度任用職員 3,158人
中学生アンケート	○実施期間 ○調査対象 ○回答数	令和3年2月1日～2月19日 区立中学校生徒2年生（調査対象校を抽出） 687人
外国人アンケート	○実施期間 ○調査対象 ○回答数	令和3年1月下旬～3月上旬 杉並区交流協会レターフレンド登録者等 70人
区民懇談会 「すぎなみちよこ っトーク」	○実施日 ○参加者	令和3年3月6日、3月13日の全2回 のべ27人 ※区内在住、在勤、在学の18～25歳を対象に実施

### 4 説明会の実施状況について

#### (1) 審議会委員による説明会

日 程	実施会場	参加者
①6月20日（日）	杉並区役所中棟6階第4会議室	21
②6月22日（火）	杉並区役所中棟5階第3・第4委員会室	23
合 計		44

※ 開催時間は、①は午後4時～午後6時、②は午後6時～午後8時。

#### (2) オープンハウス形式による地域説明会

日 程	実施会場	参加者
①6月23日（水）	井草地域区民センター1階談話室	11
②6月24日（木）	西荻地域区民センター1階ロビー	31
③6月25日（金）	荻窪地域区民センター1階ロビー	25
④6月28日（月）	旧杉並第四小学校アリーナ（体育館）	6
⑤6月29日（火）	高井戸地域区民センター1階くつろぎの部屋	34
⑥6月30日（水）	永福和泉地域区民センター1階展示室	37
合 計		144

※ 開催時間は、いずれも午後5時～午後8時。



## 杉並区基本構想審議会条例

令和2年条例第5号  
令和2年3月16日

(設置)

第1条 杉並区の基本構想（杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）第14条第1項の規定により定めるものをいう。次条において同じ。）を策定するため、区長の附属機関として、杉並区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の基本構想の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員42人以内をもって組織する。

(1) 区民 20人以内

(2) 区議会議員 7人以内

(3) 学識経験者 15人以内

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、区長が委嘱する専門委員を置くことができる。

3 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

4 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることがで

きる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略
- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略